

「静岡県における日本語教育の推進に関する基本的な方針（案）」にかかる県民意見への対応表

連番	ページ	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	P6	第二章 Ⅰ (1)【現状と課題】 (義務教育機関に在籍する児童生徒)	第3段落1行目 「一方、対応が必要な言語は増加しており」何への対応が必要なのかが明らかになった方がよいです。母語通訳支援でしょうか。	該当部分の標記を「一方、 <u>母語支援等の</u> 対応が必要な言語は増加しており」としました。
2			第3段落2行目 「外国人児童生徒等に必要な日本語能力に明確な基準も示されておらず、十分な日本語教育の実施体制をとることができなかつたり」・明確な基準を示す機関が「国」ならば、「国から」と付け加えた方がよいです。 ・「外国人児童生徒等に必要な日本語能力に明確な基準が示されていない」から、十分な日本語教育の実施体制をとることができないのであれば、国の作成を待たず、教育機関として県が基準を作成することを、P8からの【取組例】に掲載することが必要だと思います。	該当部分の標記を「外国人児童生徒等に必要な日本語能力について、 <u>国</u> の明確な基準も示されておらず」としました。  日本語能力の基準については全国的な課題であるため、地方自治体が個別に作成するのではなく、国が示すべきと考えます。
3	P7	第二章 Ⅰ (1) 【現状と課題】 (その他の幼児、児童生徒)	第4段落1行目 「県内には6校のブラジル人学校があり」ペルー課程がある学校もあります。	該当部分の標記を「県内には6校の <u>南米系外国人学校</u> があり」としました。また、続く文についても「 <u>南米系外国人学校</u> では、本国の教育課程に沿って <u>主に</u> ポルトガル語による授業が行われており、日本語に触れる機会は僅かしかありません。」としました。

連番	ページ	項目	意見の概要	意見に対する県の考え方
4	P8	【施策の方向性】 【取組例】	<p>施策の方向性が、外国人児童生徒等のために必要な教育施策になっており、取組みも、日本語教育推進施策と外国人児童生徒や家庭への対応策が混在しています。日本語教育推進施策だけに整理する必要を感じます。</p> <p>また、日本語教育施策についても、学習機会の確保をどのように行うかという点を、具体的に示していただきたいです。</p>	<p>外国人児童生徒等の日本語教育を充実させるためには、日本語指導だけでなく、教科指導、生活指導、進路指導等を合わせて充実させる必要があります。国の基本方針にもそのように記載されていることから、このような標記としています。</p> <p>日本語学習機会の確保については、取組例にある「日本語指導が必要な教員の定数措置」等により実施します。</p>
5	全体	全体	<p>日本語学校は、法務省告示校としての入管庁への報告、私立各種学校としての県の監査、認定日本語教育機関としての文部科学省への申請と、一層の事務負担が増加することが懸念される。方針の施行に際しては、必要な情報を関係省庁と共有いただき、教育現場での事務負担や混乱が生じないように、十分な配慮をお願いしたい。</p>	<p>いただいた御意見については、庁内関係各課と共有いたします。</p>
6	全体	全体	<p>外国人への日本語教育は県民の税金を投じてまでしてやるべきことではない。本人が費用を負担すべき。外国人に学ぶ意欲がないならやっても意味はなく、教育現場や県民に負担だけ増やすことを推進することは許せない。</p>	<p>令和元年に施行された「日本語教育の推進に関する法律」によると、「日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、(略)日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならない」、また、地方公共団体は「日本語教育の推進に関し、(略)地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。県は、希望する外国人に対し、日本語教育の機会を最大限確保するための施策を実施する必要があります。</p>